

## 公益社団法人千葉市シルバー人材センター会員業務就業規約

### (会員の就業条件)

第1条 公益社団法人千葉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（公益社団法人千葉市シルバー人材センター利用契約（以下「利用契約」という。）に基づきセンターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

### (業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

### (就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、会員業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、会員業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による会員業務実施会員の同意があったときは、発注者と会員業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。

3 発注者とセンターは、第2項の規定による会員業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは会員業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに会員業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の規定による会員業務実施会員の同意があったときは、発注者と会員業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により会員業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

### (会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は会員業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

2 会員業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条に規定する「報酬の支払期日」とみなす。

す。

- 3 センターは毎月15日までに発注者に対する請求書を発行し、発注者は、センターによる請求書の到達日の属する月の末日（当該末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下、「センターの休日」という。）に当たるときは、その直後のセンターの休日でない日）までに、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法等により、又は現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が会員業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。
- 6 発注者からセンターが受領した会員業務実施会員への会員業務委託料の支払については、公益社団法人千葉市シルバー人材センター配分金規約によるものとする。

（センターによる立替払）

- 第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなるときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、会員業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
- 2 センターは、前項の規定による会員業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

（会員業務の実施）

- 第6条 会員業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
- 2 センターは、会員業務実施会員が会員業務に着手する前に、会員業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、会員業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
  - 3 発注者は、会員業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、会員業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
  - 4 発注者は、会員業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、会員業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

（費用の負担等）

- 第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、原則として会員業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員業務実施会員は、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 会員業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。

#### (会員の履行不能)

- 第8条 会員業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンター及び発注者に申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定により会員業務実施会員から申し出があった場合その他会員業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該会員業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
  - 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
  - 4 センターは、第2項の規定により会員業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該会員業務実施会員以外の会員（以下総称して「代替会員」という。）を選定して会員業務を完遂させることに努めるものとする。
  - 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
  - 6 第2項の規定により会員業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該会員業務実施会員に対して支払うものとする。
  - 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該会員業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
  - 8 第2項の規定により会員業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該会員業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
  - 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

#### (契約不適合責任)

- 第9条 会員業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内

容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて会員業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が会員業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該会員業務実施会員をして、又は代替会員を選定して会員業務を完遂させることに努めるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該会員業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該会員業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

- 第10条 発注者とセンターとの間の利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を会員業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、会員業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
  - 3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

- 第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、会員業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定による著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、会員業務委託料の支払い又は検収の完了等により、無償で発注者に移転するものとする。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

- 第12条 会員業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとするものとする。
- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、会員業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

- 3 第1項に定める場合のほか、会員業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

- 第13条 会員業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2 会員業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、会員業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 発注者及びセンターは、会員業務の実施に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告しなければならないものとする。
- 5 前4項の規定は、会員業務が終了し、又は解約若しくは解除された後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

- 第14条 発注者及び会員業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、会員業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 会員業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、会員業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を会員業務実施会員に対して求償できるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。